

伊勢崎市手数料条例（抜粋）

別表第 8（第 2 条関係） 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係

1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第 1 項又は第12条第 2 項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「消費性能適合性判定」という。）を受ける者又は消費性能適合性判定を求める国等の機関の長は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額（当該消費性能適合性判定に係る建築物が 2 以上あるときは、当該区分に定める額を合算した額）の手数料を納付しなければならない。

（1） 1 戸建ての住宅 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が次の表の第 1 欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「省令」という。）第 1 条第 1 項第 2 号イ（1）及びロ（1）に規定する基準、同号イただし書及びロ（1）に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「性能基準等」という。）が適用される建築物にあつては同表の第 2 欄に掲げる額、同号イ（1）及びロ（2）に規定する基準又は同号イ（2）及びロ（1）に規定する基準（以下「性能・仕様併用基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第 3 欄に掲げる額、同号イ（2）及びロ（2）に規定する基準又は同号イただし書及びロ（2）に規定する基準（以下「仕様基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第 4 欄に掲げる額

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄
200平方メートル未満	33,000円	23,000円	18,000円	5,000円
200平方メートル以上	37,000円	26,000円	19,000円	5,000円

（2） 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の 1 戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）

消費性能適合性判定に係る部分の床面積（省令第 4 条第 3 項第 2 号を適用する場合は、共用部分の床面積を除く。（5）ア、4 の項（2）及び（4）ア並びに 5 の項（2）及び（4）アにおいて同じ。）の合計が次の表の第 1 欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第 2 欄に掲げる額、性能・仕様併用基準が適用される建築物にあつては同表の第 3 欄に掲げる額、仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第 4 欄に掲げる額

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄
-------	-------	-------	-------	-------

300平方メートル未満	65,000円	47,000円	31,000円	9,000円
300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	108,000円	79,000円	54,000円	19,000円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	183,000円	138,000円	97,000円	42,000円
5,000平方メートル以上	262,000円	201,000円	146,000円	75,000円

(3) 非住宅建築物（住宅以外の建築物をいう。以下同じ。）（当該建築物の全部を工場等（工場、危険物の貯蔵場若しくは処理場、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）の用途に供する場合を除く。）消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が次の表の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第1号イに規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「消費性能基準標準入力法に係る基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号ロに規定する基準（以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
300平方メートル未満	212,000円	82,000円	9,000円
300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	265,000円	104,000円	16,000円
1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	341,000円	136,000円	25,000円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	487,000円	220,000円	75,000円
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	599,000円	286,000円	118,000円
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	708,000円	345,000円	149,000円
25,000平方メートル以上	808,000円	403,000円	186,000円

(4) 非住宅建築物（当該建築物の全部を工場等の用途に供する場合に限る。）消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が次の表の第1欄に掲げる面積の区

分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

第1欄	第2欄	第3欄
300平方メートル未満	21,000円	17,000円
300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	30,000円	26,000円
1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	40,000円	35,000円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	95,000円	89,000円
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	140,000円	133,000円
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	173,000円	166,000円
25,000平方メートル以上	214,000円	205,000円

(5) 複合建築物（住宅部分（省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）及び住宅部分以外の建築物の部分（以下「非住宅部分」という。）を有する建築物をいう。以下同じ。） 次のアの区分に応じ定める額に、イ又はウの区分に応じ定める額を加算した額

ア 住宅部分 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が(2)の表の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用されるもの
にあっては同表の第2欄に掲げる額、性能・仕様併用基準が適用されるもの
にあっては同表の第3欄に掲げる額、仕様基準が適用されるもの
にあっては同表の第4欄に掲げる額

イ 非住宅部分（非住宅部分の全部を工場等の用途を供する場合を除く。） 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が(3)の表の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用されるもの
にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用されるもの
にあっては同表の第3欄に掲げる額

ウ 非住宅部分（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合に限る。） 消費

性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が(4)の表の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額

2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定により変更の消費性能適合性判定を受ける者又は変更の消費性能適合性判定を求める国等の機関の長は、前項の規定により算出した額の2分の1に相当する額（新たに消費性能適合性判定の対象となる別の建築物にあつては同項の規定により算出した額）の手数料を納付しなければならない。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を求める者は、1の項の規定により算出した額の2分の1に相当する額の手数料を納付しなければならない。

4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「消費性能向上計画」という。）について、同項の規定による認定（以下「消費性能向上計画の認定」という。）の申請をする者は、当該申請に係る次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 1戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が1の項(1)の表の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導性能基準等」という。）が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準（以下「誘導性能・仕様併用基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準（以下「誘導仕様基準」という。）が適用されるものにあつては同表の第4欄に掲げる額

(2) 共同住宅等 住宅の床面積の合計が1の項(2)の表の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導性能・仕様併用基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用されるものにあつては同表の第4欄に掲げる額

(3) 非住宅建築物 建築物の床面積の合計が1の項(3)の表の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規

定する基準、同号イ（１）及びロ（２）に規定する基準、同号イ（２）及びロ（１）に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第２欄に掲げる額、同号イ（２）及びロ（２）に規定する基準（以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第３欄に掲げる額

（４） 複合建築物 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 住宅部分の床面積の合計が１の項（２）の表の第１欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用されるものにあつては同表の第２欄に掲げる額、誘導性能・仕様併用基準が適用されるものにあつては同表の第３欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用されるものにあつては同表の第４欄に掲げる額

イ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 非住宅部分の床面積の合計が１の項（３）の表の第１欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにあつては同表の第２欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第３欄に掲げる額

ウ 住宅部分及び非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

（ア） 住宅部分にあつては、アに掲げる額

（イ） 非住宅部分にあつては、イに掲げる額

５ 消費性能向上計画の認定の申請をする者は、当該申請に係る消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第１項第１号に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額の手数料を納付しなければならない。

（１） １戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が１の項（１）の表の第１欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第５欄に掲げる額

（２） 共同住宅等 住宅の床面積の合計が１の項（２）の表の第１欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第５欄に掲げる額

（３） 非住宅建築物 建築物の床面積の合計が１の項（３）の表の第１欄に掲げる面積

の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第4欄に掲げる額

(4) 複合建築物 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 住宅部分の床面積の合計が1の項(2)の表の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第5欄に掲げる額

イ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 非住宅部分の床面積の合計が1の項(3)の表の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第4欄に掲げる額

ウ 住宅部分及び非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 住宅部分にあつては、アに掲げる額

(イ) 非住宅部分にあつては、イに掲げる額

6 消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定による変更の認定の申請をする者は、4の項又は前項の規定により算出した額の2分の1に相当する額（新たに消費性能向上計画の認定の対象となる別の建築物にあつては、4の項又は前項の規定により算出した額）の手数料を納付しなければならない。

7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載された消費性能向上計画について、前3項に規定する申請をする者は、前3項に定める額の手数料のほか、同条第3項に規定する他の建築物について前3項の規定の例により算定した額の手数料を納付しなければならない。

8 消費性能向上計画の認定の申請をする者であつて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う者は、当該申請に係る消費性能向上計画について建築基準法第6条第1項又は第18条第2項（これらの規定を同法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は計画の通知をした場合は、4の項から前項までの規定により納付すべき手数料のほか、別表第3の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数料を納付しなければならない。